

佐久市地下水保全条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 地下水の保全区域（第8条）
- 第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第26条）
- 第5章 罰則（第27条・第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における地下水が市民生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な財産であることに鑑み、将来にわたり市民が豊かで良質な地下水の恵みを楽しむよう、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、市、市民等及び地下水採取者の責務を明らかにし、並びに地下水の採取について必要な事項を定めることにより、市民の健康的で良好な生活環境の保全に寄与するとともに、公共の福祉に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）井戸 掘削し、又は動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）を採取するための施設をいう。
- （2）市民等 本市に住所を有する者、市内に滞在する者、市内で事業活動を営む個人又は法人及び市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者又は管理者をいう。
- （3）地下水採取者 市内において地下水を採取し、使用している者をいう。

（基本理念）

第3条 地下水の保全は、地下水の流動が水循環の一部を成していることから、地下水は単に土地の構成部分ではなく、地域共有の財産としての公の水であるという認識に立ち、地下水を様々な脅威から守り、育み、未来へ確実に継承していくことを旨として行われなければならない。

- 2 地下水の保全は、本市における水道水源の大部分を湧水及びその源である地下水に依存している現状から、全市民の積極的な取組が促進されるよう、市民意識の啓発を図りつつ、市、市民等及び地下水採取者の適切な役割分担並びに相互の連携の下に行われなければならない。
- 3 地下水の保全は、地下水が市民等の生活又は経済活動の基盤になっていることを踏まえ、本市経済の発展との均衡に配慮しながら行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、長野県、周辺地域の市町村及び水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）と連携し、地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、広報活動等の実施により、市民等及び地下水採取者の地下水の保全に対する意識の高揚に努めるものとする。
- 3 市は、地下水のかん養のため、森林を保全し、及びその育成に努めるものとする。
- 4 市は、地下水の量（水位を含む。）及び水質の把握に努めるものとする。
- 5 市は、その事務及び事業に関し、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、節水、緑地の保全、水源林のかん養等自ら地下水の保全に努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

（地下水採取者の責務）

第6条 地下水採取者は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、本条例の規定に基づき地下水の適正な管理を実施し、かつ、市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。

2 地下水採取者は、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。
(情報の共有)

第7条 市は、長野県及び周辺地域の市町村と連携し、この条例の施行に必要な限度において、森林買収及び水源地の所有に係る情報その他地下水の保全のために必要と認められる情報を法令等の規定の範囲内で、共有し、使用することができる。

第2章 地下水の保全区域

(井戸の設置及び地下水の採取の規制区域)

第8条 井戸の設置及び地下水採取の規制を行う区域は、佐久市全域とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する土地の区域を除く。

第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制

(井戸設置の許可の申請)

第9条 規則で定める基準による1日当たりの採取量(地下水を採取する量をいう。以下同じ。)が10立方メートル以上の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者(以下「許可申請者」という。)は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。ただし、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 水道事業者が同項に規定する井戸を設置し、地下水を採取しようとするとき。

(2) その他市長が特に認めたとき。

(事前協議)

第10条 許可申請者は、前条第1項に規定する許可(以下「設置許可」という。)の申請をする前に市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、速やかに許可申請者に通知しなければならない。

(許可の要件等)

第11条 市長は、第9条第1項の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認められなければならない。

(1) 採取する地下水の使用目的が必要かつ適当であること。

(2) 揚水試験の実施により、1日当たりの採取量が規則で定める範囲内であると認められること。

(3) 規則で定めるところにより周辺の住民及び地下水採取者(当該井戸を設置しようとする一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内の市民等及び地下水採取者をいう。)に井戸設置の周知を行っていること。

(4) 規則で定めるところにより周辺の井戸(当該井戸を設置しようとする一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この号において同じ。)に対する影響調査を行い、採取量が周辺の井戸に支障を及ぼさない程度であると認められること。

2 前項第2号から第4号までの規定は、地下水の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

(1) 家庭用

(2) 農業用

(3) その他市長が認めた用途

3 第1項に規定するもののほか、市長は、第9条第1項の申請に係る井戸の1日当たりの採取量が500立方メートル以上のときは、同項の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認められなければならない。

(1) 地下水の使用目的が地域経済の振興に寄与すると認められる場合

(2) 地下水保全のための活動計画が適正であると認められる場合

(3) その他市長が認めた場合

4 市長は、設置許可に当たり、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 採取量を測定するための量水計を設置すること。

- (2) 規則で定めるところにより採取量及び井戸の水位を測定し、並びに地下水の水質を検査し、その結果を市長に報告すること。
- (3) 地下水の採取を始めたことにより、当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸（当該設置許可を受けた井戸を設置してある一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この号から第5号までにおいて同じ。）に地下水の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象（以下「水位の低下等」という。）を認めるときは、速やかに市長に報告するとともに、規則で定めるところにより、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明すること。
- (4) 周辺の井戸の水位の低下等が、当該設置許可を受けた井戸からの地下水の採取に起因していることが明らかになったときは、影響を与えた者に対し必要な措置を講ずること。
- (5) 周辺の井戸による地下水の採取が原因で当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸に水位の低下等が生じたときは、規則で定めるところにより、採取量を減少させ、又は採取を中止すること。

（井戸設置工事の届出）

第12条 設置許可を受けた者（以下「設置許可者」という。）は、当該設置許可を受けた井戸が完成した日から起算して15日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した日から起算して14日以内に検査を行い、当該届出をした者に通知しなければならない。

（地下水採取の開始届）

第13条 前条第2項の規定による通知を受理した設置許可者は、地下水の採取を始める日から起算して7日前までに、地下水を採取する旨を市長に届け出なければならない。

（井戸設置の許可の有効期間及び更新）

第14条 設置許可は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、1日当たり500立方メートル以上の地下水の採取を行う井戸の設置許可については、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第9条及び第11条の規定は、第1項の許可の更新について準用する。ただし、設置許可を受けた事項に変更がないときは、第11条第1項第2号から第4号までの規定は準用しない。

（井戸設置の届出）

第15条 1日当たりの採取量が10立方メートル未満の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した旨を遅滞なく当該届出をした者に通知しなければならない。

第4章 雑則

（許可及び届出の承継）

第16条 設置許可者又は前条第1項の規定による届出（以下「設置届出」という。）をした者（以下「井戸設置者」という。）から、当該許可又は当該届出に係る井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該井戸設置者の地位を承継する。

- 2 井戸設置者について、相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人又は合併若しくは分割によりその地位を承継しようとする法人は、井戸設置者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により井戸設置者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の失効等）

第17条 設置許可者が、設置許可を受けた井戸を廃止したときは、当該井戸の設置に係る許可は、その効力を失う。

- 2 井戸設置者は、設置許可を受け、又は設置届出をした井戸（以下「許可井戸等」という。）を廃

- 止したときは、その廃止した日から起算して30日以内に市長に届け出るとともに、当該廃止した井戸の地表面を閉塞するなど必要な処置を講じなければならない。
- 3 設置許可者が、設置許可を受けた井戸について、設置許可を受けた日から起算して1年以内に地下水の採取を開始しないとき又は地下水の採取を1年以上中止したときは、当該設置許可は、その効力を失う。
- 4 第2項の規定は、前項の場合において準用する。
(報告の徴収等)
- 第18条** 市長は、地下水の保全上必要があると認めるときは、地下水採取者に対し、規則で定める事項について報告させ、又は協力を求めることができる。
(許可の取消し)
- 第19条** 市長は、設置許可者が、詐欺その他不正な手段により設置許可を受けたことが明らかになったときは、その許可を取り消すことができる。
- 2 市長は、設置許可者が、設置許可の条件に違反したときは、その許可を取り消すことができる。
(立入調査等)
- 第20条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）に地下水採取者が現に地下水を採取している井戸（以下「採取井戸」という。）を設置してある土地又は地下水採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、必要な調査又は検査（以下「調査等」という。）をさせることができる。
- 2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入の際、あらかじめその旨を地下水採取者又は同項に規定する土地を利用する権原を有する者に告げなければならない。
- 3 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(指導等)
- 第21条** 市長は、許可申請者が、第11条第1項第3号に規定する周知及び同項第4号に規定する影響調査を行う場合において、助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、地下水採取者が採取井戸から地下水を採取したことにより、周辺の井戸（当該採取井戸を設置してある一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この条及び次条において同じ。）の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該地下水採取者及び周辺の井戸の地下水採取者に対して、助言又は指導をすることができる。
(勧告)
- 第22条** 市長は、地下水採取者が採取井戸から地下水を採取したことにより、周辺の井戸の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該地下水採取者及び周辺の井戸の地下水採取者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。
(命令)
- 第23条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて当該措置をとるべきこと又は地下水の採取を一時停止することを命じることができる。
- 2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して、井戸の設置工事に着手し、若しくは着手しようとする者又は地下水を採取し、若しくは採取しようとする者に対して、期限を定めて当該工事を停止させ、又は地下水の採取を停止させる等の当該違反行為の是正のために必要な措置をとるべきことを命じることができる。
- 3 市長は、設置許可を受けることなく、又は設置届出をすることなく井戸を設置した者に対して、必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命じることができる。
(氏名等の公表)
- 第24条** 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくしてその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に

対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(措置の届出)

第25条 第22条の規定による勧告又は第23条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、その措置をとった日から起算して7日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第23条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項(第14条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反して設置許可を受けないで、又は虚偽の申請により設置許可を受けて、同項に規定する井戸を設置した者

(2) 第20条の規定による立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第9条第1項に規定する井戸を設置している者又は同項に規定する井戸の設置工事に着手している者(附則第4項に規定する者を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して90日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第9条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、当該届出をした日(井戸の設置工事に着手している者は、第13条の規定による届出をした日)から3年とする。

4 この条例の施行の際現に佐久市自然環境保全条例(平成18年佐久市条例第16号)第8条第1項の許可を受け井戸を設置している者若しくは井戸の設置工事に着手している者又は同条例第9条第1項の規定による届出をして井戸(第9条第1項に規定する井戸に限る。)を設置している者若しくは当該井戸の設置工事に着手している者は、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、施行日(井戸の設置工事に着手している者は、第13条の規定による届出をした日)から3年とする。

5 前2項の規定により許可を受けた者とみなされる者は、それぞれの許可の有効期間内においては、第11条第4項第1号の規定による量水計の設置及び同項第2号の規定による水位の測定等を要しないものとする。